

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年一月二十五日奈良県指令建第九六一一八五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年四月五日建第八六六〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年四月五日建第五一七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市上品寺町一九六番一、一九六番四、一九七番一及び一九七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市穴虫三二五四番地の五

株式会社千葉工業 代表取締役 千葉好倫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市上品寺町一九六番四、一九七番一及び一九七番四の各一部

下水道 橿原市上品寺町一九七番一の一部

水路 橿原市上品寺町一九七番一の一部